

2024年10月1日より

町田市屋外広告物条例

が施行されました

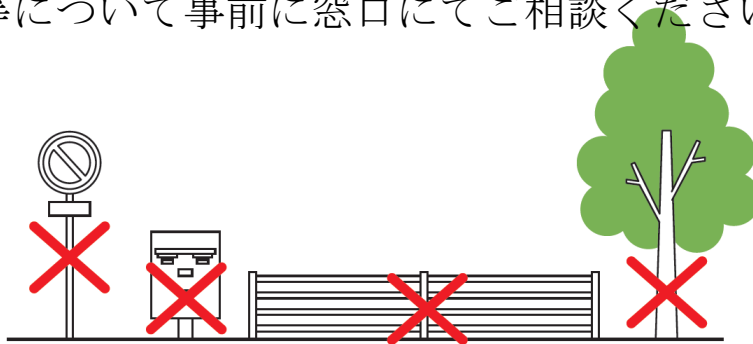
町田市屋外広告物条例の施行に伴い、これまで東京都が担っていた屋外広告物法に基づく許可等に関する事務が2024年10月1日より町田市に移譲されました。

町田市屋外広告物条例は、「良好な景観の形成及び風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的として、屋外広告物の表示の許可に関する基準を定め、町田市の良好な景観の形成を推進することを目指します。

屋外広告物の掲出にはルールがあります

市内全域で広告物を掲出することはできますが、広告物の種類や大きさ、広告の内容などが制限されている地域（禁止区域）があります。

また、街路樹やガードレール、ポスト、標識など広告物を掲出できないもの（禁止物件）もありますので、広告物を掲出する場合は、制限等について事前に窓口にてご相談ください。



屋外広告物の掲出には町田市の許可が必要です

屋外広告物を掲出する場合は、原則として市の条例に基づき許可が必要となります。許可申請を行う際には申請手数料が必要となりますが、申請手数料は東京都屋外広告物条例と同額となります。

今まで、東京都多摩建築指導事務所へ申請していた電柱・街路灯柱、標識、車体を利用する広告物も含め、**広告物の種別に関係なく全ての申請先が町田市**となります。

全ての申請を町田市のみで審査することで許可書を発行するまでの時間が短縮されます

町田市屋外広告物条例には罰則の制度があります

条例違反には除却や罰則などの措置をとることがあります。法令等を遵守し広告物を掲出してください。

屋外広告業を営むには登録が必要です

屋外広告物等の表示・設置に関する工事などは、都の屋外広告業の登録を受けている法人又は個人でないと行えません。市内で屋外広告物等の表示・設置に関する工事を行う場合には、事前に**東京都**へ登録申請をする必要があります。

※登録申請については、引き続き、東京都での手続きとなりますのでご注意ください。

◆ 問い合わせ先・申請窓口 ◆

〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

町田市都市づくり部地区街づくり課街づくり景観係

TEL：042-724-4267 FAX：050-3161-6013

E-Mail：mcity6760@city.machida.tokyo.jp